

料金後納

ゆうメール

ビジネスサポートながの

6
2026

トップかく語

りき

日穀製粉株式会社
代表取締役会長

小山 紀雄氏

Norio Koyama



長野市南千歳一丁目16番地2
創業 / 1945(昭和20)年
資本金 / 4億8,000万円
事業内容 / 製粉事業、食品製造販売事業、農産物検査事業、倉庫・物流事業、外食事業、バイオ燃料事業
<https://www.nikkoku.co.jp>



「ぼ〜くたち日穀コナモンズ♪」のテレビCMでおなじみ、長野駅前に本社を構える日穀製粉株式会社は、昨年創業80周年を迎えた。そば粉の製粉でリーディングカンパニーである同社だが、戦後まもなく精麦事業から始まった。その後、小麦製粉、昭和40年代後半から本格的にそばの製粉に取り組み、それが転機となって現在では売上の7割以上をそば関連製品が占めるまでになった。

「長野県は、昔から『粉もの』文化なんです。農業をしていると家族の生活時間がバラバラになるので、おやきを囲炉裏に入れたり、すいとんやほうとうを煮ておいたりして、帰ってきた人がそれぞれ食べる。そういう食習慣が根付いていたんですよ」。そう語るのは、同社7代目代表取締役の小山紀雄氏だ。小諸市出身の小山氏は、父親が同社に勤めていたことから、東京営業所の開設に伴って、小学2年生の時に一家で上京。自身もまた食品問屋や酒類メーカーなど、食品業界一筋でキャリアを重ねてきた。1985年、同社へ入社。営業畑を歩みながら、主力である松本工場で工場長も経験。2010年から2025年の会長就任まで、15年間社長として同社を率いてきた。

「景気が悪くても、人は三食食べるから『食いっぱいぐれがないぞ』と、父によく言われていたんです」。一方で、氏は現在の業界を厳しく見つめる。

「そうは言っても、少子高齢化で総体摂取カロリーそのものが減っているの、食品産業は衰退

先に進むため、主体的に動く次世代の力を
積み重ねる。現状を守るのは、衰退と同じ。

産業といえます。これからは『付加価値をどう作るか』が重要です」。その言葉通り、そば茶やそばパスタ、ガレットなど、単なる製粉にとどまらない商品開発にも注力。「製粉会社」から、「食べ方を提案する会社」へと、加工度を高めながら独自性を築いてきた。

小山氏が社長に就任したのは、東日本大震災の前年。以降もコロナ禍や原材料価格の高騰、物流環境の変化など、会社を取り巻く状況は激しく変わり続けてきた。そんな中、以前から小山氏が大切にしてきたのが「社員主体」の考え方だ。会社のためではなく、自分自身の目標や人生の為に働くこと。その積み重ねが、結果として会社の力になる。「自由闊達に意見を言える環境の中で意識の高い社員がいることで、ものすごい力を発揮できるんです。社員が『これが最善だ』と思って動くなら、結果を責めることもしません。指示待ち人間に成ることが一番ダメですから」。2025年に社長を退任した背景にも、その考えが流れている。「目的を達成した時点で、衰退は始まっています。現状を守ることはできても、先に進むには、もう自分の感覚だけでは難しい。次の世代の『新しいものの見方』が必要なんです」

信州の食文化に寄り添いながらも、自分たちならではの価値を磨き続け、時代に合わせて少しずつ姿を変えてきた。そんなアップデートの積み重ねこそが、80年続く企業の強さなのだろう。

回 覧

目次

6

2026

1 経営者シリーズ 日穀製粉(株) 小山 紀雄氏

2 税制アンケート回答の御礼ならびに提言書作成に向けて
部会事業報告3 青年部 会員交流委員会ゴルフ例会開催報告
女性部 花見小屋でお花見会を開催
令和8年度会費納入のお願い4 “健康経営”は難しいことではないけれど、なかなか難しい
第2話(全2回) 新設工業(株) 工藤 英貴氏5 税務署からのお知らせ
令和8年度 税務研修会のお知らせ

6 税に強くなろう 関東信越税理士会長長野支部

7 事務局からのお知らせ 6月の事業スケジュール 他
TEA ROOM 広報委員 塚田 浩二氏8 ビジネスインフォメーション
◆stripes.c.o合同会社 ◆糺屋本藤醸造舗
◆(株)プロスト ◆(株)金箱ボデー

税制アンケート回答の御礼ならびに提言書作成に向けて

令和9年度税制改正に向けたアンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。中小企業の負担軽減と持続的成長を後押しする税制の実現に向け、皆様からお寄せいただいた貴重なご意見を、提言書作成の重要な基礎資料として活用してまいります。

税制委員会では、特に社会保険料の負担や法人税の在り方を重要な争点として整理し、現場の実情に即した実効性ある内容となるよう検討を重ねております。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

部会事業報告

令和8年度税務研修会

今年度も部会別税務研修会が4月22日の長野市内7部会合同での研修会を皮切りに各部会で開催している。4月22日の研修会では長野税務署法人課税第一部門上席国税調査官の池田伸悟氏が講師を務め、基礎控除の見直しやインボイス制度の経過措置、防衛特別増税など税制改正の解説及び令和9年1月から変更となる源泉徴収票の提出方法について説明した。

参加者は、実務に直結する改正内容について理解を深め、制度改正が企業へ与える影響や今後必要となる対応について認識を新たにしていた。



須高ブロック お花見会

4月9日、臥竜山公会堂(須坂市)で須高ブロック3部会合同のお花見会が開催された。

今年は桜の開花が例年より早く、当日は満開の桜の下、約180名の参加者が集い、部会の垣根を越えて会員同士の懇親を深めた。お花見会の合間には抽選会が行われ、菓子やジャム、酒など部会の名産品が各部長より当選者に手渡された。

参加者からは「桜も見ごろのタイミングで今年も最高だった」「多くの企業の方と交流できる機会は貴重であり、参加してよかった」などの感想が聞かれた。



青年部 会員交流委員会ゴルフ例会開催報告



と会話も弾み、参加者同士の距離がぐっと縮まる機会となった。

プレー終了後は別会場で表彰式と懇親会を開催し、33名が参加。成績発表に一喜一憂しながら、終始にぎやかな雰囲気の中で交流を深め、充実した一日となった。



4月21日、青年部会員交流委員会主催のゴルフ例会を長野国際カントリークラブで開催した。本例会は部員同士の親睦と交流を深めることを目的としており、部員・OBあわせて35名が参加した。

当日は朝こそ雨模様だったが、スタート前には雨も上がり、その後は晴天に恵まれて、春の心地よい気候の中でプレーを楽しむことができた。ラウンドを通じて自然

女性部 花見小屋でお花見会を開催

4月8日、女性部は城山公園花見小屋でお花見会を開催した。

今年の桜の開花は早く、すでに満開の桜の下で春の訪れを感じながら、食事や会話を楽しみ和やかな雰囲気の中で交流を深めた。近況や新しく始めたことについて発表し合い、お互いの取り組みや趣味



に関心を寄せる場もなった。参加者からは「花見小屋は初めての体験で、桜も美しく交流も楽しかった」との声が寄せられた。笑顔あふれる中、会員同士の絆を改めて感じる機会となった。



令和8年度会費納入のお願い

日頃より当会活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

現在、令和8年度年会費納入のお願いをしています。納入方法につきましては、ご登録口座からの口座振替もしくは、5月下旬に送付しております振込用紙により**6月末日まで**にお納めくださいますようお願い申し上げます。



また、訪問集金については、改めて部会事務局や担当役員よりご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

〈年会費額〉資本金ごとに会費額が異なります

資本金区分	会費額
300万円以下	5,000円
300万円超～1,000万円以下	9,000円
1,000万円超～3,000万円未満	17,000円
3,000万円以上～5,000万円未満	28,000円
5,000万円以上～1億円未満	55,000円
1億円以上～10億円未満	73,000円
10億円以上	85,000円
個人事業主	5,000円
支店・営業所等会社法上の会社以外の法人	9,000円

6月10日(水)午後2時より第14回通常総会が開催されます。皆さまのご来場を心よりお待ちしております。
 ます。なお、当日はハガキの半券を忘れずにご持参ください。
 〈事務局より〉

“健康経営”は難しいことではないけれど、 なかなか難しい

第2話(全2回)

新設工業株式会社

代表取締役 工藤 英貴



水道やエアコンなど、建築設備の工事を施工している、新設工業(株)の工藤と申します。

ある日、30代の社員が暗い表情で診断書を手にし、「適応障害と診断されたため、2ヵ月間療養させて欲しいです」と突然申し出てきました。昨年は後半から急に忙しくなり、社員に負担をかけてしまっていた時期でした。

僕は彼に大変な思いをさせてしまったことを詫びて、診断書を受け取ることとなりました。

さて、そこからが大変です。彼が担当していた業務を引き継げるだけの余裕が他の社員にはなく、その多くを僕が担うことになりました。

仕事に追われて現場や会社を行き来し、若い社員を追い込んでしまった罪悪感に悩まされ、「一体何のために仕事をしているのか？」自問自答する毎日でした。

そんな日々を切り抜ける中で、僕が強く思えるようになってきたことは、「**みんなが幸せになれる会社にしたい**」という当たり前のことです。

社員一人一人の存在に感謝し、

社員が出社したいと思える心理的に安全な場所をつくり、

社員が仕事することで生きがいを感じられるような職場にしていこう！

まだまだ課題は多いですが、明るい未来に向かって、一步ずつ前進していきたいです。

人が本気で願ったことは実現していくのだと、僕は信じています。

2月に療養していた社員が復帰してくれて、少しずつ笑顔も戻ってきています。



N 新設工業(株)



〒381-2206 長野県長野市青木島町綱島310 TEL 026-284-6006 <https://sinsetu.co.jp/>

事業内容／給排水・給湯設備工事 空調・換気設備工事 消防設備工事 床暖房・融雪設備工事 リフォーム工事 土木工事

税務署からのお知らせ

令和8年度 税務職員採用試験要綱

- 概要** 国税局や税務署において、「税のスペシャリスト」として働く税務職員(国家公務員)を募集します。
- 受験資格** 1. 令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者
2. 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者
- 試験の程度** 高等学校卒業程度
- 申込方法等** 【インターネット申込み】
○次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
○受付期間／ 令和8年6月12日(金) 午前9時～6月24日(水) [受信有効]
【インターネット申込みができない環境の場合】
○問合せ先／希望する第1次試験地を所轄する国税局(沖縄国税事務所)
- 試験日** 第1次試験日／令和8年9月6日(日)
第2次試験日／令和8年10月14日(水)～10月23日(金)までの間の
第1次試験合格通知書で指定する日
- 合格者発表日** 第1次試験合格者／令和8年10月 8日(木)
最終合格者／令和8年11月17日(火)



人事院
〈インターネット申込〉

問合せ先

【インターネット申込みに関する問合せ】

人事院人材局試験課

TEL.03-3581-1554

午前9時～午後5時
(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

人事院
〈採用情報NAVI〉

【左記以外の問合せ】

関東信越国税局人事第二課試験係

TEL.048-600-3111 内線2097

午前9時～午後5時(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)



国税庁
〈税務職員採用試験〉

税務大学校で約1年間かけて、給料をもらいながら、税法や会計の知識を習得し、税務署に配属となります。

配属後の研修も充実しており、税のスペシャリストとしてキャリアを積み上げていただくことができます。ご親族やお知り合いで受験資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。



令和8年度 税務研修会のお知らせ

本年度の税務研修会を右記の日程にて開催いたします。代表者様ならびに経理担当者様のご出席をお願いいたします。

なお、詳細につきましては部会からお送りします案内状をご確認ください。



令和8年度 税務研修会 開催日程表

※5月7日現在開催が決定している部会

開催日	部会名	研修会時間	会場
6月3日(水)	松代	16:00～	梅田屋
6月4日(木)	須坂	13:30～	須坂商工会議所
6月5日(金)	篠ノ井	15:00～	長野商工会議所篠ノ井支所
6月8日(月)	小川中条	15:00～	バスティ高府
6月11日(木)	鬼無里	15:00～	長野市商工会鬼無里支所
6月12日(金)	七二会・信更・大岡	15:00～	七二会商工会館
6月16日(火)	信濃町	15:30～	信濃町総合会館
6月18日(木)	更北	14:00～	グリーンホールミナミ

税に強くなろう

— 経営者として知っておきたい税の知識 87 —

●作成 関東信越税理士会長野支部所属 金井 秀夫、藤澤 義章、平井 幸光、渡邊 隆行、神田 淳雄

今回は、令和8年度税制改正のうち、「中小企業者等（*1）の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の見直し」などについて取り上げてみます。

（*1）：資本金1億円以下の法人で、大法人（資本金5億円以下）の支配下でない法人など。

Q. そもそも「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」って何ですか？

A. 青色申告書を提出する中小企業者等が、減価償却資産を取得等（*2）して事業の用に供した場合、その取得価額は、その減価償却資産の耐用年数に応じて各事業年度に分割して損金算入されますが、その取得価額が少額な場合に限り、取得等して事業の用に供した事業年度に一括して損金算入を認める特例措置です。

（*2）：取得・製作など。

Q. この特例措置のどのようなことが見直されたのですか？

A. 先ず一つは、対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（従前：30万円）に引き上げられました。
もう一つは、対象となる法人から除外される条件が見直され、常時使用する従業員の数が400人を超える法人（従前：500人を超える法人）を除外する措置が講じられました。
そのうえで、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に、少額減価償却資産を取得等して事業の用に供した場合とし、その適用期限が3年延長されました。

Q. この特例措置に関し見直し以外に注意すべきことはありますか？

A. この特例措置の対象となる資産は、上記のとおり取得価額が40万円未満の減価償却資産ですが、適用を受ける事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円に達するまでが限度（従前同様）となっていますのでご注意下さい。

Q. この特例措置の見直しに関連するような見直しはありますか？

A. この特例措置の見直しに連動するように、いくつかの特例措置における取得価額の要件が見直されています。

Q. 具体的にはどんな見直し内容ですか？

A. 先ず、「中小企業投資促進税制」（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）の対象資産のうち、工具の取得価額の要件が次のとおり引き上げられました。

	改正前	改正後
工具	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が <u>30万円以上</u> で、かつ一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）	それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が <u>40万円以上</u> で、かつ一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）

これ以外にも、「中小企業経営強化税制」（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）における「工具及び器具備品」の取得価額の要件が、40万円以上（従前：30万円以上）に引き上げられました。

また、所得税についてもそれぞれ同様な特例措置等が見直されていますのでご確認ください。



事務局からのお知らせ



6月の事業スケジュール

※スケジュールは変更となる場合があります

10日(水) 通常総会(ホテル国際21)

17日(水) 新設法人説明会(生涯学習センター)

23日(火) 6月7月決算法人説明会(ホクト文化ホール)

税務研修会の日程は5ページに掲載しています



令和8年度法人会〈夏季〉 生活習慣病予防健診 申込み受付中

ただいま長野法人会では、令和8年度夏季に実施する生活習慣病予防健診の申込みを承っております。

年に一度は受診いただき、病気の早期発見と治療にお役立てください。

詳しくは会報に同封のパンフレットをご覧ください。

お申込みは
お早めに!

申込締切日: 7月3日(金)

会報誌表紙

経営者シリーズ『トップかく語りき』 登場者募集!!

社長のこれまでの歩みや経験を会報誌でご紹介しています。

その経験が次世代のリーダーの道標になるかもしれません!

ぜひ、その貴重な経験をお聞かせください。



▶対象: 代表者 ▶取材: 訪問してお話を伺います

▶応募: 法人会事務局まで TEL 227-0011

※ご登場には条件・選考がございます。



広報委員 塚田 浩二

葡萄

長年にわたり我が家の庭を飾っていた藤、とても手が掛かり年に何回も剪定をしなければなりません。綺麗な花は10日位です。

孫の喜びそうな葡萄に植え替え4年が経ち昨年初めてのシャインマスカットがなりました。ただ、沢山の収穫をと欲張り出来た実と言ったら爪ほどの大きさのマスカットが沢山。今年こそはと悪戦苦闘中の日々。藤より手間がかかることが分かったこの頃です。

